周防大島町告示第23号

町内に若者世帯の移住・定住促進を図ると共に、地域の活性化を推進するため、町内に住宅を取得し定住する若者世帯に対して、取得に要する経費に助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

令和５年３月31日

周防大島町長　藤　本　淨　孝

周防大島町若者世帯住宅取得応援事業助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、町内に若者世帯の移住・定住促進を図ると共に、地域の活性化を推進するため、町内に住宅を取得し定住する若者世帯に対して、住宅の取得に要する経費を、予算の範囲内において周防大島町若者世帯住宅取得応援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、周防大島町補助金等交付規則（平成24年周防大島町規則第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるもとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1)　定住　町の住民基本台帳に記載され、かつ、本町に生活の基盤を置くことをいう。

(2)　若者世帯　助成金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）又はその配偶者のいずれかが、第６条に規定する交付申請を行う日（以下「交付申請日」という。）の属する年度の前年度末日において45才未満で２人以上の世帯をいう。

(3)　子ども　申請者又はその配偶者の子であり、同一の世帯に属する者であって、交付申請日において18歳未満の者（18歳に達した日から同日の以後最初の３月31日までの間にある者及び母子健康手帳を交付された者の生前前の子を含む）をいう。

(4)　新築住宅　新たに建設された住宅で、人の居住の用に供したことがないものをいう。

(5)　中古住宅　過去に人の居住の用に供された住宅をいう。

（助成対象住宅）

第３条　助成金の交付の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、

申請者が定住を目的として令和５年４月１日から令和８年３月 31 日までの間に取得する新築住宅又は中古住宅とし、表題登記又は所有権の移転登記を完了したもののうち、新築住宅については、建築工事請負契約又は売買契約が締結されたもの、また、中古住宅については、売買契約を締結されたものとする。

２　前項の規定にかかわらず、公共工事に伴う移転補償等の補填を受けて取得した住宅は、助成金の交付対象としないものとする。

（助成対象者）

第４条　助成金の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、交付申請日において、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1)　若者世帯

(2)　対象住宅を取得した者

(3)　町内に対象住宅以外の住宅を所有していない者

(4)　世帯全員に町税等の滞納がない者

(5)　暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員）又はこれらと密接な関係を有する者でない者

（助成金の額）

第５条　助成金の額は、次の表に定める額の合計額とする。ただし、対象住宅の所有者が複数あるときは、その持分に係る部分とする。

区　　分	助成金額
基本	100,000 円
子育て世帯	100,000 円
中古住宅	50,000 円

（交付申請及び実績報告）

第６条　申請者は、対象住宅の表題登記又は移転登記を完了した日から１年以内に、周防大島町若者世帯住宅取得応援事業助成金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に次に揚げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1)　助成対象住宅に係る登記事項証明書

(2)　助成対象住宅の建築工事請負契約書又は売買契約書の写し

(3)　その他町長が必要と認める書類

（交付額の決定及び確定）

第７条　町長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、周防大島町若者世帯住宅取得応援事業助成金交付決定通知書兼確定通知書（様式第２号）により申請者に通知する。

２　町長は、補助金等を交付することが不適当と認めたときは、補助金等交付却下通知書(様式第３号)により申請者に通知する。

（助成金の請求）

第８条　申請者は、前条第１項の規定による通知を受けたときは、周防大島町若者世帯住宅取得応援事業助成金請求書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第９条　町長は、前条の規定による、助成金の請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

２　町長は、助成金のうち、２分の１相当額を商品券で、残り２分の１相当額を現金で交付する。ただし、商品券の交付は、交付の決定のあった年度内において、２回に分けて交付することができる。

（助成金の交付決定の取消し）

第10条　町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　助成金の交付の決定の内容に違反したとき。

(2)　この告示に違反したとき。

２　前項の規定は、交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　第７条の規定は、第１項の場合について準用する。

（助成金の返還）

第11条　町長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、申請者の、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、当該申請者に対し周防大島町若者世帯住宅取得応援事業助成金返還命令（様式第５号）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第12条　この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は令和５年４月１日から施行する